

# 山梨県公報

第二千二百八十一号

平成二十四年

十一月二十九日

木曜日

## 目次

### 告示

道路の区域変更(四件)……………六九三

道路の供用開始……………六九四

### 公告

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………六九四

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定……………六九七

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……………六九七

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定……………六九八

国土調査の成果の認証……………六九八

## 告示

### 山梨県告示第四百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年十二月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 戸沢谷村線
- 三 道路の区域

都留市法能字新田七七九番の三地先から	区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
			九・〇	〇	四・九

都留市法能字新田官有無番地先まで

新	旧	延長
一〇・三丁	一一・六	四・九
一一・六		

### 山梨県告示第四百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年十二月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小和田猿橋線
- 三 道路の区域

大月市猿橋町猿橋字上悪齊五五七番の六地先から	区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
大月市猿橋町猿橋字梅沢六一九番の二地先まで			新	六・五	二二・四
			旧	五・九	二二・四
				一一・九	

### 山梨県告示第四百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年十二月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道

- 二 路 線 名 甲斐芦安線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南アルプス市有野字北新田三二三四番地先 から 南アルプス市有野字北新田官有無番地先ま で	八・二 八・三	七・七 七・九	七・七 七・九	一九・五
	八・二 八・三	七・七 七・九	七・七 七・九	一九・五

山梨県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年十二月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南アルプス市有野字北新田三四三番の 地先から 南アルプス市有野字北新田三四三番の 地先まで	八・二 八・三	七・七 七・九	七・七 七・九	一九・五
	八・二 八・三	七・七 七・九	七・七 七・九	一九・五

山梨県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年十二月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	武田八幡神社線	葦崎市神山町鍋山字御堂西一一番の二地先から 葦崎市神山町北宮地字破場一八番の一地先まで	三七・〇	平成二十四 年十一月三 十日

公 告

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定  
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成二十四年十一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
特定非営利活動法人たんぼぽ	たんぼぽ	甲府市湯田二丁目二番七号	自立訓練（生活訓練）	知的障害者 精神障害者
社会福祉法人あすなるの会	みとおし	都留市井倉字美通二百五十番地	就労移行支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者
特定非営利活動法人南風会	ステップ増穂	南巨摩郡富士川町長沢四百五十番地	就労移行支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者

特定非営利活動法人わたげの会	リーフ萑崎	萑崎市龍岡町若尾新田八百四十九番地一	就労継続支援B型	身体障害者知的障害者精神障害者
社会福祉法人小さな花	就労支援事業所チャレンジ・ドリム	都留市つる一丁目五番十号	就労移行支援	身体障害者知的障害者精神障害者
特定非営利活動法人甲斐志摩の里ファーム	甲斐志摩の里ファーム	甲斐市島上条千二百七十七番地一	就労継続支援B型	身体障害者知的障害者精神障害者
社会福祉法人幸生会	エスペランサ	甲府市西高橋町字第二整理地三百二十八番地一	就労移行支援	身体障害者知的障害者精神障害者
社会福祉法人和音の郷	ハーモニー	笛吹市下平井三百二十九番地	就労継続支援B型	身体障害者知的障害者精神障害者
社会福祉法人甲府市社会福祉協議会	甲府市社会福祉協議会指定居宅介護事業所	甲府市幸町十五番地六	同行援護	身体障害者（視覚障害者に限る。）障害児
有限会社才ノ	訪問介護事業所あい	甲府市天神町四番地七	同行援護	身体障害者（視覚障害者に限る。）障害児
有限会社あいケアサービス	有限会社あいケアサービス	甲府市中心経寺町四百七十番地一	同行援護	身体障害者（視覚障害者に限る。）障害児

社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団	富士吉田市福祉ホール指定居宅介護事業所	富士吉田市下吉田千九百番地一	居宅介護	身体障害者知的障害者精神障害者
社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団	富士吉田市地域福祉交流センター	富士吉田市上吉田二千四十六番地	就労移行支援	知的障害者精神障害者
特定非営利活動法人あすなろ工房	障がい福祉サービスセンターあすなろ工房	甲府市上石田四丁目五番十八号	就労移行支援	身体障害者知的障害者精神障害者
株式会社グロ	グロ	北杜市須玉町若神子二千三百五十六番地	就労継続支援A型	身体障害者（視覚障害者を除く。）知的障害者精神障害者
			就労継続支援B型	身体障害者知的障害者精神障害者
			就労継続支援B型	知的障害者精神障害者
			同行援護	身体障害者（視覚障害者に限る。）障害児
			重度訪問介護	身体障害者障害児
			行動援護	知的障害者障害児精神障害者



● 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援の指定  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、  
 次の者を指定障害者支援施設として指定した。  
 平成二十四年十一月二十九日

山梨県知事 横内 正 明

名称	施設の名称	施設の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	障害者支援施設 きぼつの家	甲府市羽黒町千二百五十五番地	生活介護 施設入所支援	身体障害者（ 肢体不自由者 に限る。）
社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	障害者支援施設 もえぎ寮	大月市富浜町宮谷 千五百十番地二	生活介護 施設入所支援	知的障害者
社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	障害者支援施設 はまなし寮	南都留郡富士河口 湖町船津六千六百 六十三番地一	生活介護 施設入所支援	身体障害者（ 肢体不自由者 に限る。）
社会福祉法人 くにみ会	くにみ園	南巨摩郡富士川町 鵜沢字植村四千二 百七十二番地一	生活介護 施設入所支援	知的障害者 精神障害者
社会福祉法人 美咲会	障害者支援施設 美咲園	笛吹市八代町北百 七十五番地一	生活介護 施設入所支援	知的障害者

山梨県	山梨県立育精福祉センター（児童寮）	南アルプス市有野 三千三百三番地二	生活介護 施設入所支援	知的障害者
社会福祉法人 山梨県障害者 援護協会	山梨県立あさひ ワークホーム	韮崎市旭町上條南 割三千二百九十四 番地	生活介護 短期入所（空 床型）	身体障害者（ 肢体不自由者 に限る。） 知的障害者 精神障害者

● 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定  
 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定に基づき、  
 次の者を指定障害児通所支援事業者として指定した。  
 平成二十四年十一月二十九日

山梨県知事 横内 正 明

名称	施設の名称	施設の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 宮前福祉会	つつじが崎学園	甲府市岩窪町六百 十四番地	児童発達支援 （児童発達支 援センター） 保育所等訪問 支援	障害児（重症 心身障害児を 除く。） 障害児
社会福祉法人 宮前福祉会	こすもす	甲府市岩窪町六百 十四番地	児童発達支援	重症心身障害 児
社会福祉法人	いずみ園	甲府市宝一丁目十	児童発達支援	障害児（重症

いずみ会	社会福祉法人 山梨福祉事業 会	上野原児童デイ サービス事業所	上野原市上野原二 千四百二十四番地 一センチュリーマ ンション一階	放課後等デイ サービス	障害児（重症 心身障害児を 除く。）
独立行政法人 国立病院機構 甲府病院	甲府病院	甲府市天神町十一 番地三十五	児童発達支援	重症心身障害 児	
山梨県	あけぼの医療福 祉センター	韮崎市旭町上條南 割三千二百五十一 番地一	放課後等デイ サービス	重症心身障害 児	
			医療型児童発 達支援（医療 型児童発達支 援センター）	重症心身障害 児	

● 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項の規定に基づき、次の者を指定障害児入所施設として指定した。

平成二十四年十一月二十九日

山梨県知事 横内正明

名称	施設の名称	施設の所在地	サービス内容	主たる対象者
山梨県	山梨県立育精福 祉センター	南アルプス市有野 三千三百三番地二	福祉型障害児 入所施設	知的障害児
山梨県	あけぼの医療福 祉センター	韮崎市旭町上條南 割三千二百五十一 番地一	医療型障害児 入所施設	肢体不自由児 重症心身障 害児

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十四年十一月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 調査を行った者の名称  
甲斐市、市川三郷町、身延町及び南部町
- 二 調査を行った時期  
甲斐市 平成二十一年七月二十九日から平成二十四年三月二十日まで  
市川三郷町 平成二十三年十月三日から平成二十四年八月三十一日まで  
身延町 平成二十年六月三十日から平成二十四年二月二十二日まで  
南部町 平成二十二年七月十六日から平成二十三年十二月二十一日まで
- 三 成果の名称  
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
甲斐市上福沢、神戸及び安寺の各一部  
市川三郷町大塚の一部  
身延町手打沢の一部  
南部町万沢の一部
- 五 認証年月日  
平成二十四年十一月二十一日